

一般国道8号 津幡北バイパスの部分供用

石川県河北郡津幡町

1. 事業の概要

津幡北バイパスは、河北郡津幡町内における一般国道8号の渋滞緩和と交通事故の削減を目的とした、河北郡津幡町刈安から同町舟橋に至る延長5.8kmの道路です。

2. 事業の経緯

昭和59年度に事業着手し、昭和61年度に用地買収、平成3年度に工事着手しており、平成10年度には、津幡町倉見～同町庄の延長約1.7kmについて暫定2車線で供用しています。加茂地区の事業用地内で平成3年から続けられてきた埋蔵文化財発掘調査が平成16年度に完了しています。

3. 平成17年度の実施内容

平成17年度は、未供用区間について、トンネル工事、土工事、橋梁工事、舗装工事を推進し、津幡町加茂（県道高松津幡線）～同町舟橋（津幡バイパス接続部）の延長0.5kmについて暫定2車線で部分供用します。

